

都市景観形形成のための方針（景観法第8条第3項）との整合に係る意見

① 土地利用の方向性	<p>古都景域の国道134号沿の第1種住居地域でもあり倉庫業倉庫の建築は認められていません。本件は倉庫業をいとまない倉庫となっていますが建物としては2階建ての倉庫の増築と考えられます。</p> <p>レンタル倉庫は倉庫業法に基づかない不動産賃貸契約ですが、建築基準法として考えると2階建てのレンタル倉庫として営業すると考えられます。</p>
② まち並み形成の方向性	<p>古都景域で、和賀江嶋に面する風致地区として海岸の美観との調和を考えると、2階建て倉庫は不適切な建物と感じられます。</p> <p>鎌倉の海岸の景観を守る必要があると考えています。</p>

都市景観形形成のための基準（景観法第8条第2項第2号）との整合に係る意見

① 重点テーマ	<p>別荘地・保養地の面影が醸し出す鎌倉の海浜らしい落ち着いた感じられる建築デザインの要求にそぐわない2階建て倉庫と思われます。</p>	
② 景観形成基準	つかむ	<p>海辺の開放感や広がりが増えることにより阻害されると感じられます。</p>
	なじむ (なじませる)	<p>以前に出された設計図から変更され、海への見通しや開放感のある地域のスケール感を維持するため、建築物は極力セットバックし海から遠くの位置に設置変更されています。</p>
	工夫する	<p>単調な大壁面を避け、適度な分節化によるリズム感のあるファサードの設計要求と相反する2階建て倉庫の横24m縦5.2mの単調な大壁面と考えられます。</p>